

「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」措置状況整理表

神奈川県では、平成30年6月に「平成31年度国の施策・制度・予算に関する提案」を公表後、これまで関係府省等に対し、提案活動を行ってきました。

このたび、重点的提案15事項の主な措置状況(平成31年4月1日現在)を取りまとめましたので、お知らせします。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
1 地方財政制度の改革		
1 地方交付税の総額確保	イ 一部措置	令和元年度の地方財政計画において、地方税が増収となる中で、地方交付税総額については前年度を0.2兆円上回る16.2兆円が確保されるとともに、臨時財政対策債は前年度から大幅に抑制されたが、地方の財源不足は解消されていない。
2 臨時財政対策債の廃止	イ 一部措置	臨時財政対策債の発行額は3.3兆円と前年度比0.7兆円減少したものの、臨時財政対策債は廃止されていない。 なお、財政力の高い自治体に過度に配分されている臨時財政対策債の本県の配分率は、平成30年度の算定で、本来、地方交付税で措置される額に占める割合で、57.7%(平成29年度)から56.3%(平成30年度)に減少した。 また、既往の臨時財政対策債の元利償還金についての償還財源別枠確保はされていない。
2 地方税制度の改革		
1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現	エ 未措置	消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への税源移譲は実現しておらず、地方の仕事量に見合った税源は確保されていない。
2 法人事業税交付金の見直し	ア 措置	令和元年度税制改正において、法人事業税交付金の算定基礎から、都道府県が独自に実施している超過課税による税収を除く措置が講じられることとなった。
3 自動車税の税率引下げを行う場合の代替財源の確保	ア 措置	令和元年度税制改正において、令和元年10月以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車から、自動車税の税率が恒久的に引き下げられた。この措置により生じる地方税の減収については、環境性能割の税率の適用区分の見直し、グリーン化特例(軽課)の見直し、自動車取得税及び自動車重量税におけるエコカー減税の見直し、都道府県自動車重量譲与税制度の創設、地方揮発油譲与税の拡充等により、代替財源を確保することとされた。
3 分散型エネルギーシステムの構築		
1 再生可能エネルギーの更なる普及拡大	イ 一部措置	(1) 平成30年7月3日に閣議決定された「第5次エネルギー基本計画」において、再生可能エネルギーの「主力電源化」という表現が織り込まれたものの、再生可能エネルギーの導入目標は、従来のエネルギーミックスの22~24%から、引き上げられていない。 (2) 太陽光発電の2019年問題について、課題の周知は進められている。しかしながら、問題を契機とした、自家消費への転換や、エネルギー自立型の住宅・ビル・街の実現に向けた取組は、災害時の停電対策として家庭用蓄電システムの導入への補助が創設されたものの、更なる措置が必要である。
2 水素社会の実現に向けた取組の促進	エ 未措置	商用水素ステーションにおいて水素充填車への水素充填を可能とするための法令の見直しについて、具体的な措置は講じられていない。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
4 大規模災害対策の推進		
1 水害・土砂災害・津波災害対策の推進	イ 一部措置	<p>都市河川の護岸や遊水地の整備については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」や新たな補助制度等により、平成30年度補正予算及び令和元年度当初予算において、一部措置された。</p> <p>土砂災害防止施設の整備、土砂災害特別警戒区域の指定に向けた基礎調査については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」や新たな補助制度等により、平成30年度補正予算及び令和元年度当初予算において要望額が措置された。</p> <p>海岸保全施設の整備については、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」等により、平成30年度補正予算及び令和元年度当初予算において要望額が措置された。</p> <p>水位計については、令和元年度当初予算において、措置されるとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3か年の緊急対策」により、平成30年度補正予算において、水位把握の必要性の高い箇所への簡易水位計の設置や、市町村が作成するハザードマップについて、措置された。</p>
2 箱根山火山の観測体制の強化	イ 一部措置	<p>既存の観測施設による観測データは、平成29年度に温泉地学研究所、防災科学技術研究所、気象庁により締結された協定に基づいて、適切に共有され続けている。一方で観測体制の更なる充実については、草津白根山の噴火により見直された国の方針に基づいて、箱根山にも気象庁により監視カメラの増設が決まっているが、今後も、ひずみ計や磁力計等の設置を含む観測体制の充実と技術的な支援が必要である。</p>
3 地震観測体制の確立及び地震調査研究の充実	エ 未措置	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>
4 原子力災害に関する対策の整備	イ 一部措置	<p>原子力発電所以外の原子力事業所に係るオフサイトセンターのあり方を示すよう要望していたが、今般、内閣府において検討が始められることとなった。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」により、オフサイトセンターの津波浸水対策について、令和元年度当初予算に計上されている。</p> <p>しかし、原子力事業所で保管している放射性廃棄物に関する処理の仕組みについては具体的な措置は講じられていない。</p>
5 石油コンビナート地域の防災対策の強化	イ 一部措置	<p>資源エネルギー庁において、石油関係事業所における地震・津波・液状化対策への支援について、予算措置された。</p> <p>また、経済産業省において、平成30年度に産業保安のスマート化を図る取組における、ドローンを活用した実証試験やIoT等の先端技術にも精通した人材育成講座を実施した。しかし、知識や技術の継承及び従業員への研修支援について、具体的な措置は講じられていない。</p>
6 災害救助法改正における指定基準等への道府県意見の反映	ア 措置	<p>内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設する、「災害救助法の一部を改正する法律(平成30年法律第52号)」が平成30年6月15日に公布された。</p> <p>これを受け、内閣府は、救助実施市の指定基準とともに、都道府県の広域調整による物資の円滑な調整・配分の仕組みや、関係団体との連携方策について、都道府県、指定都市、日本赤十字社、関係団体関係者による「救助実施市指定基準検討会議」設置し、平成30年10月15日に報告書がまとめられた。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
5 基地対策の推進		
1 基地の整理・縮小・返還の早期実現	イ 一部措置	<p>近年、県内米軍基地の整理、縮小、返還が進んでいるが、今なお12か所、面積にして約1,739haあり、県土の約0.72%を占めている。</p> <p>根岸住宅地区については、平成16年10月の日米合同委員会において、返還の方針が合意され、平成30年11月14日の合同委員会において、新たに、根岸住宅地区の返還時期の協議の実施が合意されているが、未だ具体の返還時期は示されていない。</p>
2 厚木基地の航空機騒音の軽減	イ 一部措置	<p>国の令和元年度予算において、米軍再編関係経費として、空母艦載機離発着訓練施設に関する事業費が予算措置された。</p>
3 基地周辺対策の充実強化	イ 一部措置	<p>国の令和元年度予算において、基地周辺対策経費として、住宅防音及び周辺環境整備の事業費が予算措置された。</p>
4 基地の安全管理の強化	イ 一部措置	<p>平成27年8月に発生した相模総合補給廠内の倉庫の火災事故以来、酸素ポンベの保管は中断されていたが、平成30年5月に新たな酸素ポンベ保管倉庫に酸素ポンベの搬入・保管が再開された。この際に、保管量の大幅削減、ポンペ一本ごとに管理番号を付すなどの措置が取られた。</p>
5 日米地位協定の見直し	エ 未措置	<p>日米地位協定の見直しについては、具体的な措置は講じられていない。</p>
6 原子力艦の事故による原子力災害対策の充実	エ 未措置	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
6 AI(人工知能)を活用した予測に基づく治安対策		
1 AI(人工知能)を活用した予測に基づく治安対策に係る支援	エ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
7 成長戦略の実現に向けた国の政策の推進		
1 「未病」の考え方に基づく具体的施策の推進	エ 未措置	国の「健康・医療戦略」において、平成29年2月に一部変更の閣議決定がなされ、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれたが、「未病」の考え方に基づく、国としての具体的な施策の推進について、具体的な措置は講じられていない。
2 都道府県によるビッグデータ利活用の促進	イ 一部措置	国民健康保険を始めとした、各保険者の有する個々の加入者の健診・レセプトデータを都道府県が取得することは容易にはなっていないが、次世代医療基盤法などでビッグデータ利活用の仕組みの検討・構築は進みつつある。
3 「アジア健康構想」の推進に資する研究、人材育成、介護等関連産業の海外展開に対する支援	イ 一部措置	「アジア健康構想に向けた基本方針」(健康・医療戦略推進本部決定)が平成30年7月に改訂され、「神奈川県等、自治体としていわゆる未病等、健康関連の政策に取り組む自治体等を支援し密接に連携する」という文言が記載された。
8 都市農業の持続的発展を図るための税制度の見直し		
1 農地税制の見直し	イ 一部措置	<p>農業用施設用地を相続税等納税猶予制度の対象とすることについては、令和元年度税制改正の大綱において、個人事業者の事業資産に係る納税猶予制度の創設等により、10年間の時限措置ではあるが、特定事業用資産として、土地400㎡、建物800㎡までの部分について、相続税等納税猶予の対象となった。</p> <p>市街化調整区域内の農地を市民農園として供する場合に相続税等納税猶予制度の対象とすることや、市街化区域内(生産緑地地区内を除く)の農業用施設用地の固定資産税等の軽減については措置されていない。</p>
9 働き方改革の着実な推進		
1 働き方改革に向けた取組の実効性の確保	イ 一部措置	<p>(1)働き方改革関連法が平成30年6月に成立。国は各都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、セミナー、出張相談及び個別相談等の実施により、中小企業・小規模事業者の働き方改革に対する支援を開始した。また、令和元年度厚生労働省予算において、重点事項として時間外労働削減等に取り組む中小企業等への助成金の拡充が図られるとともに、国の支援策について、メディア等を活用し、広く周知・広報が実施される予定。</p> <p>(2) 企業に対する指導監督については、労働基準監督官OBの活用や労働基準監督署に「労働時間改善指導・援助チーム」を編成するなどの充実強化が図られてきたが、企業間取引の適正化に向け、公正取引委員会や中小企業庁による監視についても、引き続き強化する必要がある。</p>
2 ワーク・ライフ・バランスの推進	イ 一部措置	<p>ワーク・ライフ・バランスの推進に積極的な企業への助成や税制等による優遇等については、令和元年度当初予算において、仕事と家庭の両立支援の推進等の支援策のための充実が図られている。</p> <p>しかし、子育て、介護、不妊治療等と仕事の両立のための多様で柔軟な働き方を可能とする制度について、具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
10 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護提供体制の推進		
1 地域医療介護総合確保基金の改善	イ 一部措置	医療分については、具体的な措置は講じられていない。 介護分については、一部補助メニューの追加や補助単価の引き上げがあったものの、既存の広域型特養の大規模修繕など地域の実情に合わせた補助メニューは措置されていない。
2 持続可能な国民健康保険制度の構築	エ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
3 保健・医療・福祉を担う人材の確保定着	イ 一部措置	(1) 医師確保対策 臨床研修制度における募集定員の引き上げについては、具体的な措置は講じられていない。地域枠による医学部の定員増については、平成33年度まで暫定延長が認められた。 (2) 福祉介護人材 福祉・介護を担う人材ごとの機能・役割の明確化やそれを裏付ける教育・養成体系が整備されるまでには至っていない。 (3) 准看護師養成の停止 具体的な措置は講じられていない。 (4) 救急救命士の職域拡大 具体的な対策は講じられていない。
4 介護サービスにおけるインセンティブの構築	エ 未措置	具体的な措置は講じられていない。
5 中長期的な視点に立った介護保険制度の見直し	イ 一部措置	地域区分については、措置は講じられていない。 低所得者対策について、消費税率10%への引き上げに合わせ、市町村民税非課税世帯全体を対象として低所得者の第1号保険料軽減強化が令和元年10月から完全実施される。 社会福祉法人による利用者負担軽減措置については、措置は講じられていない。

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
11 健康・長寿社会の実現		
1 未病改善の取組による健康・長寿社会の実現	エ 未措置	<p>国の「健康・医療戦略」において、平成29年2月に一部変更の閣議決定がなされ、本県が掲げる「未病」の概念の重要性が盛り込まれたが、「未病」の考えに基づく、国としての具体的な施策の推進についての措置は講じられていない。</p>
2 総合的な認知症施策の充実強化	イ 一部措置	<p>認知症地域支援推進員の活動の充実にあたり、社会参加活動等の体制整備に関して一部予算措置が講じられたものの、認知症総合支援事業の実施には市町村によってばらつきがみられ、今後も情報提供や財源措置が必要である。</p> <p>また、国として認知症の発症リスクを軽減する未病改善の研究等の一層の推進について、具体的な措置は講じられていない。</p>
3 がん対策の推進	イ 一部措置	<p>(1) 重粒子線によるがん治療 平成28年度診療報酬改定で骨軟部のがん、平成30年度改定で前立腺及び頭頸部のがんについて保険適用が認められたが、先進医療に位置付けられている症例について、さらなる保険適用の拡大が必要である。また、平成30年度改定においては、保険適用となった症例にかかる診療報酬額の充実は図られておらず、さらに新たに保険適用となった前立腺がんについては、実態を大幅に下回る額での設定となった。</p> <p>また、放射線治療専門医の人材育成についても具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(2) がん検診の受診促進 ① 事業主へのがん検診義務化 平成30年3月29日付けで、職域におけるがん検診実施のためのガイドラインが策定されたが、労働安全衛生法上の事業主へのがん検診義務付け措置はされていない。</p> <p>② 市町村への財政措置 令和元年度予算では、「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」において、子宮頸がん及び乳がん検診のクーポン券配布等に対する補助、要精検者への再勧奨に関する経費に対する補助及び胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん及び乳がん検診の個別の受診勧奨・再勧奨への補助は継続となった。しかし、補助対象となるクーポン券配布は各がん検診の初年度対象者のみであるほか、補助上限の単価も設定されており実際の市町村の負担は大きい。</p> <p>(3) 受動喫煙防止対策 平成30年7月に、罰則を伴う受動喫煙防止措置を盛り込んだ健康増進法の一部を改正する法律が成立した。</p> <p>また、国の予算に新規事業として、受動喫煙対策促進事業が、都道府県等への補助金関連の予算として計上された。</p> <p>(4) がん診療連携拠点病院の診療報酬の充実 令和元年度は診療報酬の改定の対象にはならなかったため、具体的な措置は講じられていない。</p> <p>(5) がん患者の治療と仕事の両立の推進 治療と仕事の両立のための企業に対する表彰制度は、表彰数が非常に少なく、また、助成金等による支援制度は、申請等の手続きが煩雑である。</p>
4 感染症対策の強化	イ 一部措置	<p>風しんの抗体検査については、国庫補助事業として引き続き予算措置されるとともに、令和元年度から3年間、一定年齢の男性を対象に無料の風しん抗体検査・予防接種が行われることとなった。ただし、新たに実施される取組は、風しん患者の年齢分布に比べて対象範囲が狭くなっている。</p> <p>また、地方自治体が取り組む、妊娠を希望する女性やそのパートナー等への予防接種助成に対する財政措置はなされていない。</p>
12 共生社会の実現と障がい福祉制度等の見直し		
1 共生社会の実現に向けた積極的な取組について	エ 未措置	<p>障害者週間における広報などの取組のより一層の充実、不当な差別的取扱いの禁止や合理的な配慮の提供に関する普及啓発の強化等について、具体的な措置は講じられていない。</p>
2 障がい福祉施策に係る超過負担の解消	エ 未措置	<p>地域生活支援事業全体としては若干の予算の増額が図られるものの、本体分の予算額は下がっており、事業量が增大する中、市町村の超過負担解消には至っていない。</p>
3 小児・ひとり親・重度障害者医療費助成制度の創設	エ 未措置	<p>具体的な措置は講じられていない。</p>

提案事項名及び項目名等	措置状況	措置の概要
13 子ども・子育て応援社会の推進		
1 待機児童対策の一層の推進	イ 一部措置	<p>(1) 子育て支援の充実のために必要とされる1兆円のうち、確保されていなかった0.3兆円メニューが一部実施された。</p> <p>(2) 事業実施期限が令和2年度末まで延長されたものの、補助率のかさ上げを受ける条件に変更はない。</p> <p>(3) 保育士の処遇改善については、平成30年度当初と比較して1.0%の改善が図られたが、全職種平均との格差はまだまだ大きい。</p>
2 子どもの貧困対策の推進	イ 一部措置	<p>独立行政法人日本学生支援機構が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金制度の着実な実施に向けた予算が拡充されたものの、引き続き経済的な支援や教育、生活、保護者に対する就労の各支援施策の充実が必要である。</p>
14 拉致問題の早期解決		
1 拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国の実現	イ 一部措置	<p>(1)～(3) 政府は、平成25年1月に全閣僚をメンバーとした拉致問題対策本部を発足させ、拉致被害者としての認定の有無にかかわらず、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国のために全力を尽くし、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡しを引き続き追及していくと表明している。</p> <p>また、平成26年5月に行われた日朝政府間協議に基づき、7月には北朝鮮において、全ての日本人に関する調査を行う「特別調査委員会」が設置されたが、初回の報告すら行われないうまま平成28年2月には解体が表明され、以降、解決への動きが滞っている中で、平成30年6月及び平成31年2月の米朝首脳会議で拉致問題が提起されたが、依然として、拉致問題の全容解明と拉致被害者等の早期帰国は実現していない。</p> <p>なお、北朝鮮に不測の事態が発生した場合、拉致被害者の安全を確保するための備えが必要である。</p> <p>(4) 国は地方自治体と連携し、拉致問題の理解促進に取り組んでいるが、拉致問題の風化防止に向け、継続した取組が必要である。</p>
15 広域交通ネットワークの整備促進		
1 東京五輪とその先を見据えた幹線道路網の整備と活用	イ 一部措置	<p>(1) 国直轄事業の自動車専用道路など幹線道路網については、本県配分額が示され、予算措置されている。</p> <p>平成31年3月17日には、新東名高速の厚木南ICから伊勢原JCT間が開通し、その他の路線についても事業が着実に進められている。</p> <p>(2) 渋滞対策については、渋滞ボトルネック検討ワーキンググループにおいてとりまとめられた、東名高速道路の大和トンネル付近や、中央自動車道の小仏トンネル付近上り線等の渋滞対策事業が着実に進められている。</p> <p>スマートインターチェンジの整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。</p> <p>(3) 幹線道路の整備推進に必要な予算については、本県配分額が示され、一部予算措置されている。</p> <p>道の駅については、重点「道の駅」候補に選定されている道の駅「(仮称)サザン茅ヶ崎」等について、一部予算措置されている。</p>
2 橋りょう・トンネル等道路施設の老朽化・防災対策	イ 一部措置	<p>道路施設の老朽化・防災対策については、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」等により、一部予算措置されている。</p>
3 鉄道網の整備促進	イ 一部措置	<p>(1) リニア中央新幹線については、大深度地下使用の認可申請を平成30年3月にJR東海が行い、平成30年10月に国土交通大臣より認可されるなど、着実に事業が進められている。</p> <p>また、駅周辺のまちづくりについては、地方自治体に対し、国土交通省から技術的支援(職員の派遣等)がなされている。</p> <p>(2) 駅整備への地元自治体の負担を軽減する制度は創設されていない。また、確実な予算措置を講じることにしても、現時点では措置されていない。</p> <p>(3) 鉄道整備に対する公的支援の拡大や、交政審答申第198号(地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資する)プロジェクトに位置づけられた、既存路線の延伸などによる鉄道ネットワークの形成に資する事業を対象とした制度の拡充等はされていない。</p>